平成２８年（フ）第４８６５号
大阪市此花区酉島１－２－18　酉島ハウス１号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目12番16号
債務者　岡本優珠佳
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８７９号
大阪府東大阪市横沼町２丁目５－12、住民票上の住所大阪市城東区東中浜４丁目５番21号
債務者　清水　千恵
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９０１号
大阪市住吉区帝塚山東１丁目５番６号　プエナビタ帝塚山　505号
債務者　氏田　宗孝
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３１３号
大阪市大正区平尾４丁目15番21号　長舟マンション　12号
債務者　悦　　則子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３４１号
大阪市天王寺区勝山２丁目21番11号ノバカネイチ四天王寺201号
債務者　加藤　陽子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４６２号
大阪市生野区田島１丁目12番20号
債務者　高橋　明吉
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５９号
大阪市旭区新森１丁目６番７号　リバティ新森407
債務者　櫻澤　幸一
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７４号
大阪府東大阪市足代新町13番21号　クリオコート86　405号、前住所大阪府東大阪市徳庵本町６番13号　藤井ハイツ　201号
債務者　財部　裕美
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９４号
大阪市平野区加美東４丁目12番11－205号、前住所大阪市平野区加美正覚寺１丁目13番20号　宮本マンション305号
債務者　高橋　容子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９９号
大阪市東住吉区針中野２丁目４番３号サンライズハイツ　401号
債務者　島本美恵子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２００号
大阪市西淀川区福町３丁目４番55号　グリーンロード公園ヴィラ705号室
債務者　橋田　藤惠
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２号
三重県伊勢市村松町4098番地２　シンプルライフ18　306号室
債務者　坂下　由純
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第５４８３号
大阪市平野区喜連西２丁目９番12号
債務者　平川　貴大
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２号
大阪市北区中津３丁目20番14号
債務者　池田　裕司
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６号
北海道旭川市３条通14丁目723番地　アドヴァンスト３条503号室
債務者　小玉　麗子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６４号
長崎県佐世保市崎岡町971番地３　崎岡住宅Ｃ棟702号、前住所長崎県佐世保市広田３丁目29番３号
債務者　百田　香織
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係